

○「連合農学研究科教員資格審査判定基準の申合せ」における社会科学系及び水産工学系の論文の取扱いについて

平成18年6月16日

代議委員会

平成19年6月15日一部改正

平成24年5月18日一部改正

令和8年2月6日一部改正

令和8年4月1日実施

連合農学研究科教員資格審査判定基準の申合せ(平成18年1月20日代議委員会決定)の「2. 社会科学系及び水産工学系の論文の取扱いについて」は次のとおりとする。

【社会科学系】

1. 個別報告論文及び著書を論文Ⅰにカウントする基準

(1) 個別報告論文の扱いについて

個別報告論文は、論文Ⅰとしてカウントする。個別報告論文とは、日本学術会議協力学術団体に登録された学会(ただし、支部会等を除く)の研究報告会等で報告し、適切な査読を経て学会誌等に掲載された論文をいう。

例：農業経済論文集、農業経営研究「報告論文」、農林業問題研究「個別報告論文」、日本林学会論文集

(2) 著書の扱いについて

1) 著書を論文Ⅰに換算する数に制限は設けない。ただし、主指導教員にあつては著書を論文Ⅰに換算したものを除く論文Ⅰが10編以上、副指導教員は6編以上なければならない。なお、他の取り扱いについては以下のとおりとする。

- ・学術書を対象とし、事典の類は除く。
- ・学術書は単著、分担執筆及び共著を対象とする。
- ・単著の場合は、内容に応じて学術論文Ⅰ1～5編に換算する。
- ・分担執筆(共著を含む)はおおむね15ページ以上とする。

2. 論文Ⅰにカウントする機関誌等リストは別紙1の(1)のとおりとする。

【水産工学系】

1. 論文Ⅰにカウントするリストは別紙1の(2)のとおりとする。

(別紙1)

(1) 論文Ⅰにカウントする機関誌等リスト

適切な編集体制の下で編集され、研究者、行政機関、農業団体、農業関係者等に全国規模で広く読まれ、社会、業界のみならず学界にも定着している以下の雑誌に掲載された論文は論文Ⅰとしてカウントする。

『日本の農業』(農政調査委員会、審査制)

『東畑四郎記念研究奨励事業報告』(農政調査委員会、事前審査制)

『農業総合研究』（農業総合研究所、月刊、編集委員会・審査制）

『農林水産政策研究』（農林水産政策研究センター、季刊、編集委員会・審査制）

『アジア経済』（アジア経済研究所、月刊、編集委員会・審査制）

『農耕の技術と文化』（農耕文化研究振興会、年1回、編集委員会・審査制）

『協同組合奨励研究報告』（全国農業協同組合中央会、年1回、事前審査制）

『Senri Ethnological Studies』（国立民族学博物館、不定期、審査制）

(2) 論文 I にカウントする国際会議のProceedings

- International Society of Offshore and Polar Engineering (ISOPE)
- Coastal Engineering